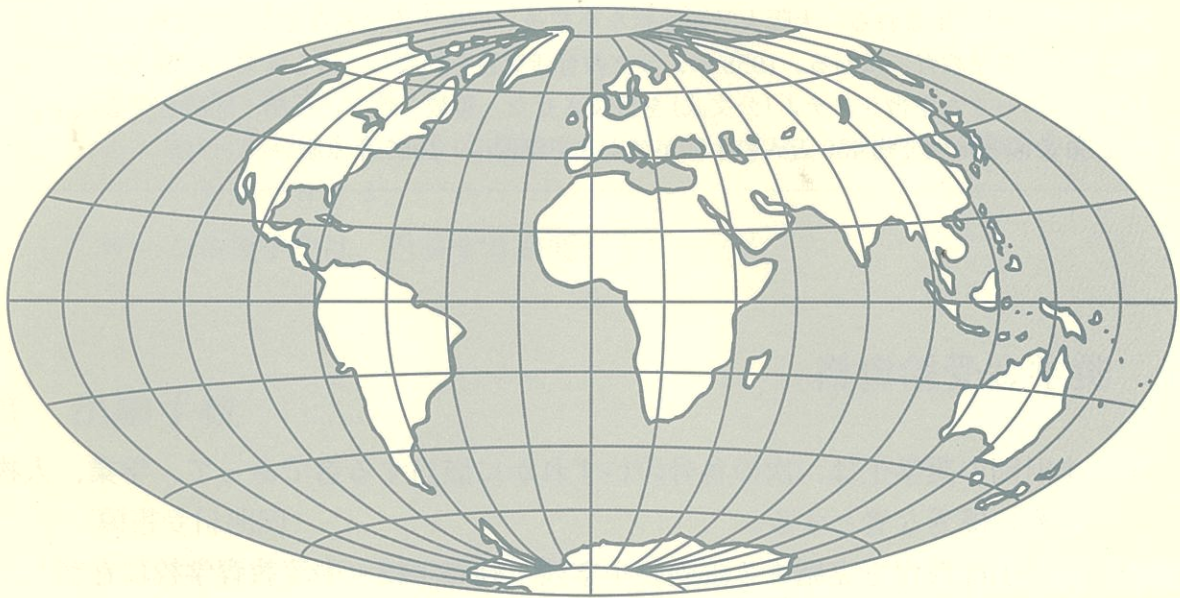


令和 3 年度

く も ん と お る
公文公記念奨学金

奨学生募集要項



公益財団法人公文国際奨学財団

THE KUMON SCHOLARSHIP FOUNDATION

公文国際奨学財団は、公文教育研究会創設者である公文公氏(故人)からの寄附を基本財産として、平成3年に文部大臣(当時)の許可を得て財団法人として設立され、その後、平成24年3月に内閣総理大臣より公益認定を受けた公益財団法人です。奨学金の支給や生徒・教員の国際交流推進等を通じて中等教育段階の国際教育の振興に寄与することをその目的としています。

〈本財団の事業内容〉

- 奨学金事業 ○高校生短期海外派遣プログラム
- 中学・高校国際教育関係教員短期海外研修プログラム
- 国際教育関係団体助成事業

(過去の助成団体)

- ・全国中等教育模擬国連研究会
- ・グローバル・クラスルーム日本委員会(全日本高校模擬国連大会)
- ・日本国際理解教育学会 ・日本異文化間教育学会 他

●公文 公(くもん・とおる)プロフィール

1914年高知県に生まれる。大阪大学数学科を卒業後、母校土佐高校など中学、高校で33年間にわたり数学教育に携わる。1958年、公文教育研究会を創設し、自ら考案した個人別・学力別のユニークな学習システム(公文式)を普及させた。算数・数学、英語、国語を中心に全世界50の国と地域で約430万人の生徒が公文式で学習中。1995年永眠。

I 奨学金受給資格

1. 本財団の奨学生は、次の各号のいずれかに該当する者であって、学業、人物ともに優秀な者とする。
 - ① 国際教育を実施する国内の中学校・高等学校・中等教育学校に在籍している日本人及び外国人
 - ② 私立在外教育施設 中等部・高等部に在籍している日本人
2. 上記の国際教育とは、国民相互の理解交流を促進するため、特色ある教育実践や国際交流を通じ、国際社会に通用する資質の育成を図る教育であり、次の各号の特色を有しているか否かをその基準とする。
 - ① 国民相互の理解交流の促進に資する特色ある教育活動を積極的に行っている。
 - ② 外国語教育に力を入れている。
 - ③ 留学生交流、帰国子女の受け入れを積極的に行っている。

Ⅱ 奨学金の内容

1. 奨学金支給期間 在学期間を卒業するまでの間
2. 奨学金支給金額
 - イ 保護者宅からの通学生 年額 50 万円
 - ロ 寮・下宿生活を行うなど学費、生活費が比較的高額の場合 年額 70 万円
 - ハ 国際教育を実施する国内の中学校・高等学校・中等教育学校に留学している外国人及び私立在外教育施設 中等部・高等部に留学している日本人 年額 100 万円
3. 奨学金新規支給予定人員

年額 50 万円	55 人
年額 70 万円	7 人
年額 100 万円	8 人
4. 奨学金の併給等について
 - イ 他の団体から奨学金の支給を受けている者も、当財団の奨学金を受けることができます。
 - ロ この奨学金は、返済する必要がありません。

Ⅲ 出願手続

1. 願書受付期間
奨学生の願書受付は令和 3 年 9 月 24 日(金) から令和 3 年 10 月 15 日(金) (必着)までの期間です。
2. 出願に必要な書類(①、②、③、④は本財団所定の用紙使用)
 - ① 願書
 - ② 小論文(課題は小論文用紙に記載)
 - ③ 在学学校長の推薦書
 - ④ 調査書
 - ⑤ 返信用封筒(長形 3 号 たて 23.5cm × 横 12cm 出願者(学校は不可)の郵便番号、住所、氏名を記入、84 円切手を貼付のこと。)
3. 提出先
願書、小論文及び返信用封筒は、それらを封入した封筒の表に「願書在中」と明記の上本人から、また、推薦書及び調査書は学校から、それぞれ公益財団法人公文国際奨学財団事務局(住所は裏面に記載)あてに送付してください。(学校より願書、小論文を含め一括送付も可。募集期間内必着のこと。)

IV 採用者の決定等

1. 奨学生の選考は、本財団の選考委員会において、願書、小論文、調査書等による書類審査で行います。
2. 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、直接本人（採用・不採用とも）及び校長（採用の場合のみ）に11月末頃通知します。
3. 奨学金は、その年額を毎年12月上旬頃、口座振込により支給します。
4. 奨学金の支給を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を理事長あてに提出しなければなりません。
5. 奨学生は、毎年度末に学業成績表の写し及び生活状況等報告書を理事長あてに提出しなければなりません。
6. 次の場合は、奨学金を停止する場合があります。
 - ① 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。
 - ② 奨学生が転学又は退学したとき。
 - ③ 奨学生の学業又は素行などに問題がみられるとき。
 - ④ 怪我、疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき。
 - ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
 - ⑥ Iの奨学金受給資格を失ったとき。
 - ⑦ 本財団の定める奨学生採用後の諸注意に従わなかったとき。
 - ⑧ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
7. 奨学金が停止された場合には、すでに支給を受けている奨学金のうち、当該事由が生じた時点以降の部分について奨学金の返還を求める場合があります。

詳しいことは、下記の公文国際奨学財団事務局にお問い合わせください。

住所 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-40-10 メトロサ 104

公益財団法人 公文国際奨学財団

電話 03-5778-9537 FAX 03-5778-9538

Mail: kumsf@outlook.jp